

南山城村子育て応援給付金のご案内

南山城村は本村に生まれた次代を担う子の誕生を祝福し、健やかな成長を願い、児童を養育する者に対して南山城村の独自の制度として、子育て応援給付金事業を実施します。

1. 対象児童

令和3年4月1日以降に生まれ、出生日から給付金の申請を行う日まで引き続き村に住民登録がある新生児

2. 受給権者（申請者） ・ 給付額

対象児童の保護者（申請日において住民登録がある者）の方に、**対象児童一人につき10万円**を給付します。

3. 申請から決定までの流れ

南山城村：**対象になる保護者の方へは、出生届提出時に申請書をお渡しします。**

保護者：申請書受取後、**給付対象に該当する場合は、申請書に記入・押印の上、必要書類を添付**していただき、南山城村税住民福祉課あてに提出してください。

南山城村：提出された申請書の審査を行い、給付対象として決定した場合は、**給付決定した旨を保護者に通知**すると同時に、給付金の振込手続きに入ります。（給付決定まで**概ね2～3週間程度**かかります。）また、審査の結果、給付対象外となる場合は、その旨を通知します。

※ 申請書の記載漏れ等の不備により申請書を返送した場合などは、決定までに更に時間を要します。

(支給要件)

給付金は、次に定める要件のいずれにも該当する場合に支給する。

- (1)保護者及び支給対象児童が村に居住し、かつ、住民基本台帳に記録されていること
- (2)保護者が、支給対象児童を日常的に養育していること
- (3)保護者及び支給対象児童の属する世帯の世帯員に、村が課した村税等の村に納付すべき納付金において、納期限が到来した納付金に未納がないこと
- (4)申請日以降も引き続き村に居住する意思があること

お問い合わせ

南山城村役場 税住民福祉課 電話：0743-93-0103